

第7章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

本史跡は指定範囲が断続して5地区に分かれており、その総延長も約4kmと広域にわたっています。保存管理にあたってはこうした特徴や各地区の立地条件、また社会環境なども考慮する必要があります。

これらを踏まえ、本史跡及び周辺地域の保存管理の考え方を以下のとおり示します。

- ・本史跡の保存管理に影響を与える事象を把握できるよう、定期的なモニタリングを行う。
- ・本質的価値を継承するための維持管理を持続するとともに、遺構等の保存に悪影響を及ぼさない適切な現状変更を行う。
- ・街道周辺の環境・景観保全を行い、本史跡に対する悪影響の発生を抑制する。
- ・史跡指定範囲外の本史跡に密接に関わる要素の追加指定を検討する。

第2節 具体的な保存の手法

本史跡における保存管理については、見回りを定期的により維持管理を持続することが前提となりますが、要素ごとの方法を以下に示します。

(1) 本質的価値を有する諸要素

1) 街道

- ・現在行っている清掃や草刈りを継続する（石畳・一里塚も同様）。
- ・モニタリング等により情報を集積し、遺構等の修繕等を行う（石畳・一里塚も同様）。
- ・車両通行がある範囲は、現状と遺構保存との調和を図りつつ維持管理を行うとともに、必要に応じて車両の乗り入れ規制を検討する。
- ・沿道部の法面保護など周辺環境の保全を行う。
- ・史跡指定範囲並びに指定範囲外についても調査研究を行う。

2) 石畳

- ・活用面での観点から、補修等は必要最小限の範囲とする。
- ・沿道部の景観保護など周辺環境の保全に努める。
- ・残存している箇所は調査研究を行った後、適切な保存上の措置を行う。

3) 一里塚

- ・一部に土砂流出が見られるため、植栽の実施や立入防止柵の設置等を検討する。

4) 石碑等

- ・石材カルテの作成などに努める。

(2) 本質的価値を有する諸要素以外の諸要素

1) 歴史的価値を有する諸要素（近代の石仏など）

- ・必要に応じて、石材カルテの作成などに努める。

2) 保存・活用に資する諸要素（案内看板、誘導サイン、ベンチなど）

- ・適切な管理に努めるとともに、設置者などと協議し全体的な管理計画を策定する。

3) 調整が必要な諸要素（電柱、敷石舗装、水道施設など）

- ・既存要素の設置者や管理者の把握、調整についての把握と協議に努める。
- (3) 史跡指定範囲外の関連する諸要素
- 1) 歴史・景観に関連する諸要素（大湫宿、細久手宿、石造物など）
 - ・歴史的、文化的な価値などについて調査研究を行う。
 - 2) 保存・活用に資する諸要素（トイレ、休憩所、駐車場など）
 - ・継続的な使用が可能となるよう、借地など契約の維持に努める。

第3節 地区区分

第3章で述べたように本史跡は指定区域が大きく5地区に分かれており、地区ごとに立地や景観、また社会環境などが異なることから、この5地区の特性に応じて保存管理を行うことが必要と考えられます。

以下に各地区の特質等を記載します。

《鴨之巣～平岩地区》

中山道は丘陵の尾根部を通過しており、遺構や景観が良好に保存されています。土砂の流れ込みや路線の洗堀、あるいは土砂崩れなどの危険性は低いと考えられます。ただし、東端部の秋葉坂は急傾斜であることから路面の洗堀等が危惧され、道路周辺に多くの樹木が生育していることから倒木なども懸念されます。また、長期的には一里塚の土砂流失の恐れもあります。

日常管理の面では、日吉町まちづくり推進協議会により清掃や草刈りが定期的に行われていますが、地域住民だけで対応することが難しくなっています。

なお、指定範囲は市道平岩・御嵩線に認定されており、車両の乗り入れが可能です。

《奥之田地区》

一里塚が単独で指定されており、遺構は良好に保存されていますが、長期的には一里塚の土砂流失の恐れがあります。

日常管理の面では、日吉町まちづくり推進協議会により清掃や草刈りが定期的に行われていますが、地域住民だけで対応することが難しくなっています。

なお、周囲の中山道（史跡指定範囲外）はアスファルト舗装がなされ、県道恵那・御嵩線に認定されており、車両の通行が可能です。

《琵琶峠地区》

木曾路名所図会などにも記された著名な景勝地です。中山道は丘陵の斜面および谷部を通過しており、遺構や景観が良好に保存されています。石畳が整備された区間（中央部～東部）は路面の洗堀や土砂の流れ込み等の危険性は低いと考えられますが、石畳の敷設されていない区間（西部）では路面の洗堀や道路側溝の拡大、大雨時には側溝から水があふれる等の事象が認められます。また、道路周辺に多くの樹木が生育していることから倒木なども懸念され、長期的には一里塚の土砂流失の恐れもあります。

日常管理の面では、大湫町コミュニティ推進協議会により清掃や草刈りが定期的に行われていますが、地域住民だけで対応することが難しくなっています。

なお、指定範囲は里道であり、一部区域を除いて車両の乗り入れは困難です。

《十三峠童子ヶ根地区》

中山道は丘陵の斜面を通過しており、遺構や景観が良好に保存されています。土砂の流れ込みなどの危険性は低いと考えられますが、過去に法面（路肩）の崩落が発生したことがあります。また、坂道部分などでは路面の洗堀が認められ、道路周辺に多くの樹木が生育していることから倒木なども懸念されます。

日常管理の面では、大湫町コミュニティ推進協議会により清掃や草刈りが定期的に行われていますが、地域住民だけで対応することが難しくなっています。

なお、指定範囲は市道大湫・細山線に認定されており、車両の乗り入れが可能です。また、地区東端部（史跡指定範囲外）では、歩行者の安全確保のため、平成14・15年度に市単事業で路線変更工事を実施しています。

《十三峠地藏坂～炭焼立場地区》

中山道は丘陵の斜面および尾根部を通過しており、遺構や景観が良好に保存されています。土砂の流れ込みなどの危険性は低いと考えられますが、坂道部分などでは路面の洗堀が認められ、道路周辺に多くの樹木が生育していることから倒木なども懸念されます。また西端部の地藏坂付近では大型車両の通行が認められるとともに、道筋の変更が認められ部分も認められます。さらに、周辺にゴルフ場が位置していることから中山道にゴルフ場関連の工作物が設置されている場所も認められます。

日常管理の面では、大湫町コミュニティ推進協議会により清掃や草刈りが定期的に行われていますが、地域住民だけで対応することが難しくなっています。

なお、指定範囲は市道大湫・細山線に認定されており、一部を除いて車両の乗り入れが可能です。また、当該地区の中山道には上水道管と関連施設が敷設されています。

第4節 現状変更等の取り扱い（共通事項）

（1）規制の概要

史跡を保護し適切に未来に継承するため、文化財保護法第125条では史跡指定地において、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」）をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないと規定しています。

また、同法第168条では国の機関（関係各省各庁の長）が現状変更等をしようとする場合は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならないことを定めています。

以下に現状変更と、保存に影響を及ぼす行為の概要を示します。

◎現状を変更する行為

現状の物理的変更を伴う一切の行為を指します。

本史跡にかかわる現状変更の具体的な行為としては以下の行為が想定されます。

- 1）掘削、切土、盛土等土地の形状改変を伴う行為
- 2）樹木の伐採、移植、新規の植栽
- 3）建築物や工作物の設備の新設、改築、撤去や移設
- 4）上下水道、電気、水路等設備の新設、改修、撤去や移設
- 5）発掘調査、史跡整備

◎史跡の保存に影響を及ぼす行為

史跡そのものの物理的変更を伴うものではないものの、史跡保護の見地から将来にわたり支障をきたす行為を指します。

本史跡にかかわる具体的な行為としては、重機等の過度な通行による踏圧・振動を与える行為や、**史跡指定範囲外（近接地）における**立木の伐採による土砂の**流入**などが想定されます。

（２）現状変更等の取扱方針

文化財保護法による規定により、現状変更等については大きく以下の３つに分けられます。

◎現状変更**等**が認められない行為

◎現状変更**等**の許可が不要な行為

◎現状変更**等**が**認められる**行為（文化庁又は瑞浪市教育委員会の許可が必要な行為）

以下に各行為の方針について示します。

◎現状変更等が認められない行為

史跡の形状（現状）や本質的価値を有する要素に改変を加える行為、史跡の価値を損なう行為については、原則として許可しないものとします。

◎現状変更等**の許可**が不要な場合

文化財保護法第 125 条には、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合はこの限りでない（文化庁長官の許可をうけることを要しない）と規定しています。

以下に、それらについて具体的事例を用いて示します。

〔１〕維持の措置の範囲

文化財保護法第 125 条ただし書について規定した、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条に、文化庁長官の許可を受けることを要しない維持の措置について、以下のとおり記載されています。

第 4 条 法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 2 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

具体的な事例としては以下の行為が想定されます。

【史跡のき損、衰亡時の現状復旧】

- ・ 街道（路面）に溝やわだちなどが生じた場合に、碎石などを充填する行為（遺構の掘削を伴わない場合のみ）
- ・ 一里塚が崩落・流失した場合に、元の形状に復旧する行為等（遺構面に達しないことが確実な場合）
- ・ 街道に土砂が流れ込んだ場合に、その土砂を撤去する場合等（遺構の掘削を伴わない場合のみ）

【史跡のき損、衰亡時の拡大防止】

- ・ 法面等の崩落、もしくはその恐れがある場合に、土のう等により周囲を押さえ、き損の拡大を防止する行為等

【史跡のき損、衰亡部分の復旧が明らかに不可能である場合における当該部分の除去】

- ・ 史跡の復旧が困難な規模の崩落等が生じた場合に、その土砂等を除去する行為等

〔2〕 非常災害のために必要な応急措置を取る場合

具体的な事例としては以下の行為が想定されます。

- ・ 地震、台風、豪雨、火災等の災害時の際の工作物等の被害箇所の応急措置、立入禁止柵や土留め杭等の設置、テントやプレハブ等仮設物の設置等

〔3〕 保存に影響を及ぼす行為における影響の軽微である場合

保存に影響を及ぼす行為であるものの、史跡の保存に十分配慮されていると認められる行為が想定されます。具体的な事例としては以下の行為が想定されます。

- ・ 重機や大型車両の通行であっても、低速で振動等を抑えて通行する場合等

〔4〕 現状変更等に該当しない行為

以下に記載した行為は、日常的な維持管理等であり現状変更等に該当しません。

【日常の維持管理等】

- ・ 清掃、イベント看板等の簡易な仮設物（掘削を伴わないもの）の設置・掲示、車の地道走行等

【樹木等の維持管理】

- ・ 除草、剪定、枯木の伐採、倒木の除去、病虫害薬剤の散布等

【工作物の修繕等】

- ・ 掘削や色調変更を伴わない修繕、防腐剤の塗布、境界杭の取替え等

【消毒の実施等】

- ・ 野生動物の疫病発生等により、その拡大防止を図るための薬剤散等

◎現状変更等が認められる行為（瑞浪市教育委員会の許可が必要な場合）

文化財保護法施行令第5条第4項第1号の規定により瑞浪市教育委員会に許可等の権限が委譲されている行為を以下のとおり示します。法律の改正に伴って対象行為等が変更した場合は、随時対応します。

なお、これら以外の現状変更等については文化庁の許可が必要となります。

規定	行 為	要 件
イ	小規模建築物の新築、増築、改築	・ 階数が2以下、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のもの ・ 2年以内の期間を限って設置されるもの
ロ	小規模建築物の新築、増築、改築（用途地域内）	
ハ	工作物の設置、改修	・ 改修については、設置の日から50年を経過していないものに限る
	道路の補修、修繕	・ 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る
ニ	管理に必要な施設の設置、改修	・ 法第115条第1項に規定する管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設
ホ	電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修	
ヘ	建築物等の除却	・ 建築又は設置の日から50年を経過していないものに限る
ト	木竹の伐採	
チ	史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取	

※「ロ」については、本史跡内は用途地域に指定されていないため適用ありません

※「ホ」の設置については、地_下の遺構に影響を与えない行為が要件

※「ホ」の改修については、掘削の際、設置の際に掘削した範囲を超えない行為が要件

※「ト」については、伐根を伴わない行為が要件

◎現状変更等が認められる行為（文化庁の許可が必要な場合）

本史跡は地域住民の生活道路として利用されている部分も多く、また周囲には一定の管理が必要な山林等も広範囲に認められます。

そのため、史跡の指定地内で行う必然性、史跡に与える影響、史跡景観の保全などの観点から、一定の条件を満たした行為については現状変更を認めることとし、その取扱基準は以下の指針によります。

なお、現状変更等を計画する場合は、**事前に**（計画策定の段階）で瑞浪市教育委員会及び瑞浪市の関係部局と協議することが望まれます。

＜現状変更等が認められる行為の指針＞

〔１〕 調査研究に伴う行為

史跡の性格究明や災害復旧、整備等のために必要と認められる発掘調査等を実施する場合。ただし、実施にあたっては年次計画を策定するとともに有識者の指導・助言を得ることとし、遺構等への影響を最小限に留めるよう配慮する。

〔２〕 保存管理および整備活用上必要な行為

史跡の保存管理及び整備活用上必要と認められる史跡整備・修繕や工作物の設置、また安全確保や景観確保のための樹木の伐採、史跡の風致景観を阻害する要素の撤去・移転等を行う場合。ただし、実施にあたっては必要最小限の規模となるよう、また史跡の本質的価値への影響を最小限にするよう配慮する。

なお、植栽については、史跡の保存活用または景観の維持や向上のために必要と認められ、保存に影響を及ぼさないと判断される場合に認める。

〔３〕 公益上必要な行為

公益上必要な電気・水道管、その他これに類する工作物（インフラ）、および防災設備等を設置・改修・復旧等する場合。ただし、実施にあたっては遺構等への影響を最小限に留め、また史跡としての景観等にも配慮する。

〔４〕 その他

その他の現状変更については、行為の内容により許可の可否を判断する。ただし、近隣の居住者の日常生活や農林業等の生業、また森林の機能維持のために必要な行為等については、事前協議により調整を図った場合は原則として認める。

〔留意事項〕

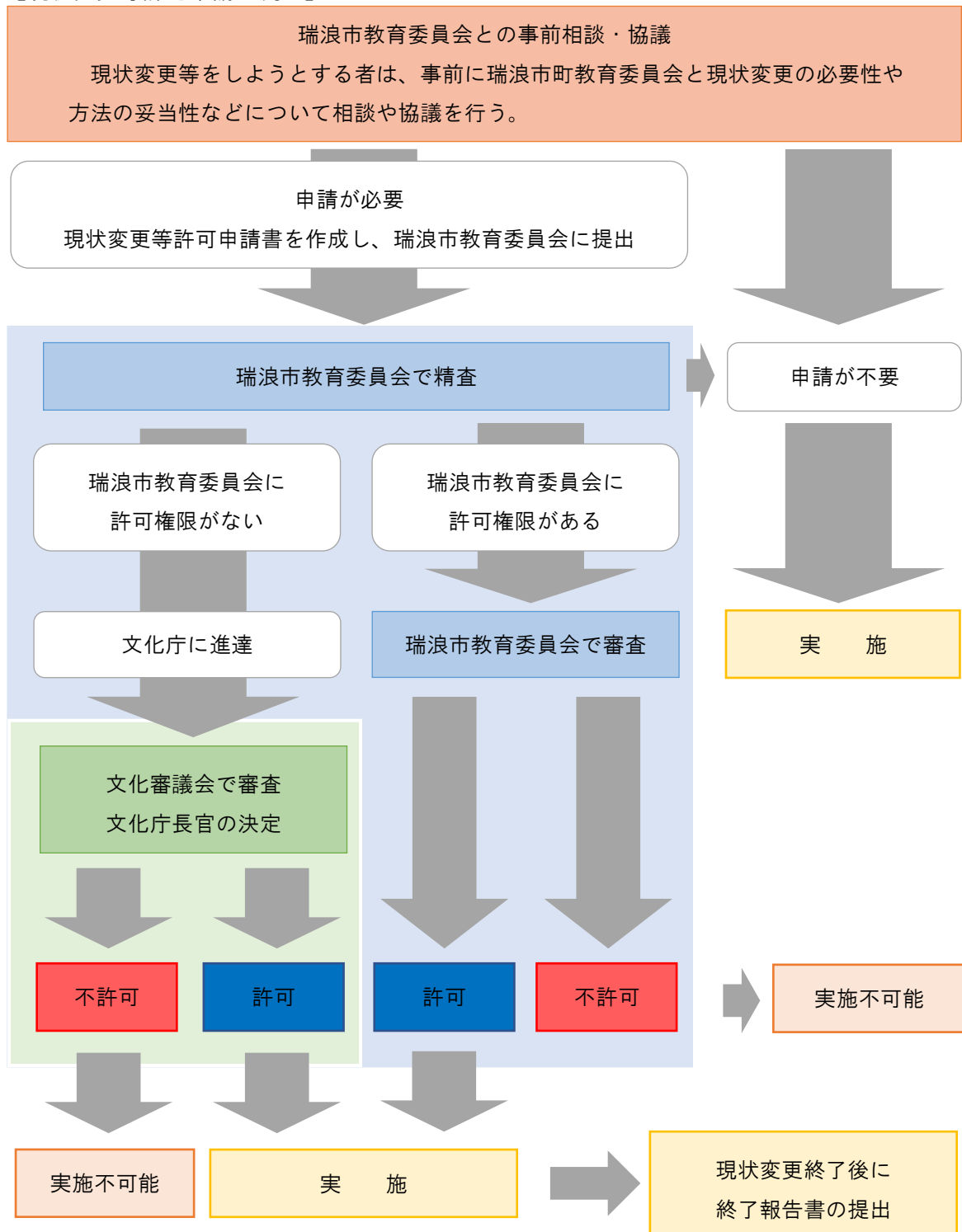
- ・ 現状変更等に際しては、この他関係法令との整合性にも配慮するものとする。
- ・ 現状変更の際して、事前に発掘調査を行い重要な遺構が確認された場合は、その保全を図ることを原則とする。
- ・ 工作物の色彩は黒系または茶系の景観色を基調とし、設置個所や周囲の景観に調和するように配慮する。

◎現状変更等に係る許可申請の流れ

現状変更に係る許可申請は、瑞浪市教育委員会の許可が必要な場合、文化庁の許可が必要な場合がありますが、いずれも瑞浪市教育委員会が窓口となります。

また、現状変更の許可を受けた後に実施期間（工期）を延長したり、計画内容を変更する場合は、期間変更届や計画変更書を提出して瑞浪市教育委員会または文化庁の承認を受ける必要があります。以下に現状変更等許可申請の手続きの流れを示します。

【現状変更等許可申請の流れ】



第5節 現状変更等の取り扱い（地区別事項）

上記の共通事項に基づき、地区別の現状変更等の取り扱い基準について、具体的行為を示しながら以下に整理します。

《鴨之巣～平岩地区》

想定される現状変更の内容の例		区 分
・ 調査研究に伴う行為 例：発掘調査、測量調査（杭の設置）など	⇒	認める （許可が必要）
・ 保存管理および整備活用上必要な行為 例：遺構整備※1・修復、工作物の設置・改修など	⇒	認める （許可が必要）
・ 公益上必要な行為 例：電柱・水道管の新設、改修など	⇒	認める （許可が必要）
・ その他 例：害獣防止策の設置など	⇒	指針に沿う場合は認める （許可が必要）

※1 整備のうち道路のアスファルト舗装については、保存活用に資する場合のみ認める。

※2 非常災害や緊急時における史跡の補修等、日常の維持管理（清掃等）、樹木等の維持管理（剪定、枯木の伐採、倒木の除去）、工作物の修繕（簡易な修繕等）等は許可不要です（●頁参照）。

《奥之田地区》

想定される現状変更の内容の例		区 分
・ 調査研究に伴う行為 例：発掘調査、測量調査（杭の設置）など	⇒	認める （許可が必要）
・ 保存管理および整備活用上必要な行為 例：遺構整備・修復、工作物の設置・改修など	⇒	認める （許可が必要）

※1 非常災害や緊急時における史跡の補修等、日常の維持管理（清掃等）、樹木等の維持管理（剪定、枯木の伐採、倒木の除去）、工作物の修繕（簡易な修繕等）等は許可不要です（●頁参照）。

《琵琶峠地区》

想定される現状変更の内容の例		区 分
・ 調査研究に伴う行為 例：発掘調査、測量調査（杭の設置）など	⇒	認める （許可が必要）
・ 保存管理および整備活用上必要な行為 例：遺構整備※1・修復、工作物の設置・改修など	⇒	認める （許可が必要）
・ 公益上必要な行為 例：電柱・水道管の新設、改修など	⇒	認める （許可が必要）
・ その他 例：害獣防止策の設置など	⇒	指針に沿う場合は認める （許可が必要）

※1 整備のうち道路のアスファルト舗装については、原則として認めない。

※2 非常災害や緊急時における史跡の補修等、日常の維持管理（清掃等）、樹木等の維持管理（剪定、枯木の伐採、倒木の除去）、工作物の修繕（簡易な修繕等）等は許可不要です（●頁参照）。

《十三峠童子ヶ根地区》

想定される現状変更の内容の例		区 分
・ 調査研究に伴う行為 例：発掘調査、測量調査（杭の設置）など	⇒	認める （許可が必要）
・ 保存管理および整備活用上必要な行為 例：遺構整備※１・修復、工作物の設置・改修など	⇒	認める （許可が必要）
・ 公益上必要な行為 例：電柱・水道管の新設、改修など	⇒	認める （許可が必要）
・ その他 例：害獣防止策の設置など	⇒	指針に沿う場合は認める （許可が必要）

※１ 整備のうち道路のアスファルト舗装については、保存活用に資する場合のみ認める。

※２ 非常災害や緊急時における史跡の補修等、日常の維持管理（清掃等）、樹木等の維持管理（剪定、枯木の伐採、倒木の除去）、工作物の修繕（簡易な修繕等）等は許可不要です（●頁参照）。

《十三峠地藏坂～炭焼立場地区》

想定される現状変更の内容の例		区 分
・ 調査研究に伴う行為 例：発掘調査、測量調査（杭の設置）など	⇒	認める （許可が必要）
・ 保存管理および整備活用上必要な行為 例：遺構整備※１・修復、工作物の設置・改修※２など	⇒	認める （許可が必要）
・ 公益上必要な行為 例：電柱・水道管の新設、改修など	⇒	認める （許可が必要）
・ その他 例：害獣防止策の設置など	⇒	指針に沿う場合は認める （許可が必要）

※１ 整備のうち道路のアスファルト舗装については、保存活用に資する場合のみ認める。

※２ 既設の防球ネットの取替え等は指針に沿う場合は認める。また、既存の石畳風舗装の撤去は認める。

※２ 非常災害や緊急時における史跡の補修等、日常の維持管理（清掃等）、樹木等の維持管理（剪定、枯木の伐採、倒木の除去）、工作物の修繕（簡易な修繕等）等は許可不要です（●頁参照）。

※４ 水道施設の破損により緊急的かつ応急的な修繕を行う場合は現状変更の許可を要しないが、掘削は原則として過去の掘削範囲内に留めること。また、街道を重機が通行する場合は土のう等で養生することが好ましい。

なお、これらは史跡の指定範囲内に適用されるものであるもので、周辺環境を構成する諸要素の保存・管理については、第３章に記載した関係法令等の遵守を求めるとともに、隣接地域で工事等を実施する場合は、史跡の景観に影響を与える可能性がある行為として教育委員会に事前協議を行うなどのシステムを構築することが有効と考えられます。

そして、これらシステムを構築した際には、ホームページ等で広報して認知度を向上させることが必要です。

また、琵琶峠については著名な景勝地でもあることから、道路に隣接する周辺区域などを

名勝等として市の文化財に指定することなども有効な方法と考えられます。

第6節 追加指定と公有化

本史跡は指定範囲外にも本史跡と密接に関わる要素が多く点在しています。

鴨之巣～平岩区間の東側に位置する街道や大湫宿周辺の街道、また十三峠地藏坂～炭焼き立場区間の東側（釜戸町内）の街道はいずれもアスファルト舗装がなされているものの、道幅や道筋には大きな改変が加えられていないと判断され、周辺には石造物や茶屋跡・立場跡なども多く認められます。さらに、釜戸町内の観音坂と呼ばれる区間は過去に地道整備を実施した区域でもあります。

今後、中山道の一体的な保存・活用を図るためには、これらの区域の追加指定を行うことが望ましいと考えられますが、これらの区域の大部分が県道あるいは市道に認定されていることから、所管部署や団体との協議など、指定に向けて必要な調整を進めます。

なお、本史跡は大部分が道路という特質を有することから、本史跡の土地所有は瑞浪市及び財産区有地であり、公有地化は達成されていると判断されます。

追加指定を目指す区域も大部分が岐阜県・瑞浪市・財産区有地であると想定されますが、個人等の所有地が含まれる可能性もあることから、その場合は追加指定に伴って公有地化を検討します。

第7節 方法

これら現状変更等の取り扱い基準を有効に用いるには、上記手法を広報に努めるとともに遵守を求めることが必要です。また平常時はもとより災害時の対策も考慮した体制の構築およびマニュアルの作成等が有効と考えられることから、将来的にはそれらの構築・作成を検討することとし、詳細は第10章（運営・体制）に記載します。